

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【公表番号】特表2017-502932(P2017-502932A)

【公表日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-004

【出願番号】特願2016-535204(P2016-535204)

【国際特許分類】

C 07 D 493/04 (2006.01)

C 08 G 63/12 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

【F I】

C 07 D 493/04 1 0 1 D

C 08 G 63/12

C 07 B 61/00 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月13日(2017.11.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

イソヘキシドエステルを調製するための方法であって、生成混合物中の着色体の形成を230未満のAPHA値に制限しながら、ホスホン酸(H₃PO₃)触媒の存在下において150～250の温度で、前記イソヘキシドエステルを生成するのに十分な時間イソヘキシドと有機酸を反応させる工程を含む、方法。

【請求項2】

前記イソヘキシドまたは有機酸の調製において、エステル化に先立つて、着色体または色形成前駆体化合物を低減させる工程をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

着色体または前駆体化合物を低減させることは、クロマトグラフィー、結晶化または蒸留の少なくとも1つにより前記有機酸を精製することを含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記生成混合物は185のAPHA値を呈する、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記生成混合物は150のAPHA値を呈する、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記イソヘキシドは、前記イソヘキシドエステルに少なくとも40%の変換率で変えられる、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記変換率は50%以上である、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記変換率は70%以上である、請求項6に記載の方法。

【請求項9】

前記イソヘキシドは、イソソルビド、イソマンニドおよびイソイオジドの少なくとも1つである、請求項1に記載の方法。

【請求項 10】

前記有機酸は、 C_2 ~ $C_{2,6}$ を有するアルカン酸、アルケン酸および芳香族酸の少なくとも1つである、請求項1に記載の方法。

【請求項 11】

前記有機酸は2-エチルヘキサン酸である、請求項10に記載の方法。

【請求項 12】

前記ホスホン酸触媒は、前記イソヘキシドおよび有機酸の反応混合物の> 5.0重量%の量で存在する、請求項1に記載の方法。

【請求項 13】

前記ホスホン酸触媒は、前記イソヘキシドおよび有機酸の反応混合物の2.5重量%~5.0重量%の量で存在する、請求項1に記載の方法。

【請求項 14】

前記ホスホン酸触媒は、前記イソヘキシドおよび有機酸の反応混合物の< 2.5重量%の量で存在する、請求項1に記載の方法。

【請求項 15】

前記生成混合物は、主にジエステル含む、請求項12に記載の方法。

【請求項 16】

前記生成混合物は1 : 1の比率のモノエステルおよびジエステルを含む、請求項13に記載の方法。

【請求項 17】

前記生成混合物は主にモノエステルを含む、請求項14に記載の方法。